

苫小牧市ヤングケアラー支援条例（逐条解説）

条例制定の背景

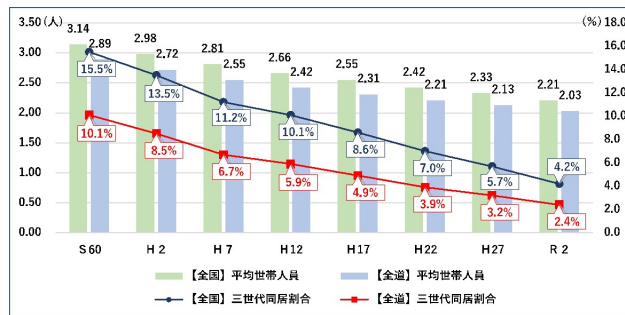
【現状】

病気や障がいなどのある親の代わりに家事やきょうだいの世話をしたり、親や祖父母など身近な人の心理面のサポートや介護などの援助を引き受けたりしている18歳未満の子どもたちを「ヤング（若い）ケアラー（世話をする人）」といいます。

北海道が実施したヤングケアラーの実態調査では、小学高学年の4.7%、中学2年生の3.9%、高校2年生（全日制）の3.0%がヤングケアラーであり、大学生の13.2%にケアの経験があることが分かりました。そして、そのうちの8割が誰にも相談したことがない状況にあることも明らかになっています。

【課題】

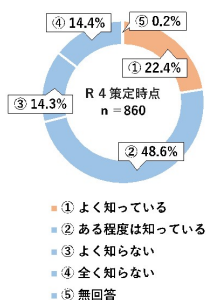
- ・ 少子高齢化、核家族化が進み共働き世帯が増加し、大人から子どもまで誰もがケアをする可能性のある社会的背景の中で、家庭内で家族のケア等が必要な状況に陥った場合、子どもが世話をするという状況が生まれやすくなっています。



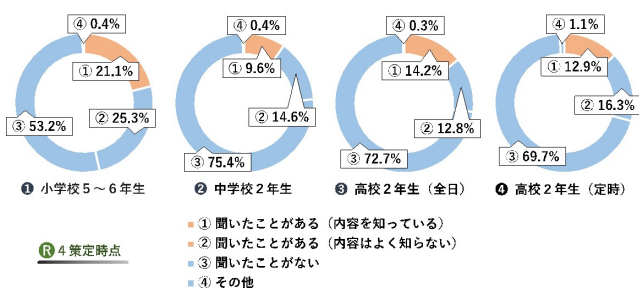
（出典：北海道ケアラー支援推進計画）

- ・ 家族のケア等が家庭内のデリケートな問題であるため「家族で何とかしなければならない」と考え他人に相談しなかったり、困っていても当たり前のこととして受け入れ、「ヤングケアラー」という自覚がなかったりしていることで、適切な支援につながりにくいことが懸念されます。
- ・ ヤングケアラーは、ケアが日常的であったり、長時間に及んでいたりする場合があります。成長期の子どもたちが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、心身の健やかな発達や教育に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・ ヤングケアラーに気付き、必要に応じて適切な支援につなげるには、社会的認知度を高める必要がありますが、現状では必ずしも高くはない状況です。

ケアラー（ヤングケアラーを含む）の道民の認知度



ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度



（出典：北海道ケアラー支援推進計画）

【支援に向けて】

- ・全ての子どもたちが、過度な負担を負うことなく、子どもの権利が確保され、貴重な成長期を健全に過ごしていけるよう、市民全体の認知度を高めることで、社会全体でヤングケアラーとその家族に気づき、見守り、ひとりにしない環境づくりを進めるとともに、必要な支援体制の整備を推進します。
- ・ヤングケアラーの支援に関し基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー及びその家族を支援する施策を総合的に推進するため、本条例を制定します。

1 条例の目的

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって児童の権利に関する条約に基づく児童の権利が確保されるとともに、ヤングケアラー等に気づき、見守り、及び孤立させない社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

ヤングケアラーやその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）が社会から孤立することなく安心して生き生きと暮らすことができる社会を実現するためには、ヤングケアラー等に対する全ての市民等の理解、多職種での連携による包括的な支援体制、ヤングケアラーの実態の把握、社会からの孤立の解消などの施策を幅広く、かつ効果的に実施することが重要です。

本条例においてそれぞれの立場の責務や役割を明らかにすることで、子どもの権利が確保されるとともに、ヤングケアラーとその家族が孤立することのないよう見守り、必要に応じた支援を社会全体で行うための施策を積極的に推進します。

2 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内に在学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラー等に関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

【解説】

(1) 本条例においては、ヤングケアラーを18歳未満の者と定義していますが、18歳を超えた場合であっても一律に対象外とせず、適切に担当部署に繋げる必要があります。

《その他の理由》 依存症（疑い含む）、認知症、外国籍で日本語が不自由、経済困窮など

《その他の身近な人》 おじ・おば、いとこ、知人など

《その他の援助》 見守り、感情面のケア、通院の付添い、トイレや入浴の介助、通訳など

（参考：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

- (2) 保護者の範囲は父母等の親権者のほか、未成年後見人等、現にヤングケアラーを監護している者も含まれます。
- (3) ヤングケアラー及びその家族に「気づき、見守り、ひとりにしない」環境づくりを社会全体で進めるため、対象を幅広く規定しています。「市内で活動を行う団体」とは、自治会や町内会、老人クラブなど住民等により運営されている地域組織及びNPO団体等を含みます。
- (4) 関係機関は、要保護児童対策地域協議会の構成機関のほか、介護や障がいのサービスを提供する事業者等も含まれます。
- (5) 学校教育法第1条に規定する学校のうち、本市においてヤングケアラーと関わりと想定される学校を規定しています。

3 基本理念

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等の主体性を尊重した上で、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ヤングケアラー等の支援は、ヤングケアラーが家族その他の身近な人への世話その他の援助を優先させることによりその後の人生にも影響が残り続けるおそれがあることに鑑み、児童の最善の利益が尊重され、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、家族や身近な人との助け合いを尊重し、ヤングケアラー等の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、孤立することのないよう、市、関係機関及び学校の連携及び協力の下、その家族の支援と一体的に行われ、かつ、地域全体で支え合うよう行われなければならない。

【解説】

1～3

- ・ヤングケアラー支援における重要な視点を規定しています。支援の主体は市及び関係機関となりますが、社会全体でヤングケアラーを共通理解し、見守りながら支えていくことが重要です。また、子どもの権利擁護と利益尊重の観点から、自らの意見表明とその意見が支援に反映される環境の整備も重要です。（参考：児童の権利に関する条約、北海道ケアラー支援条例）
- ・家族介護者支援の新たな視点として、これまでは介護や援助を「受ける人」が支援の対象者であると考えられてきましたが、これからは、介護や援助を「行う人」も同様に大切にされるべき存在であるという認識に立つことが必要です。（参考：北海道ケアラー支援推進計画）
- ・ヤングケアラーの支援は、各分野の垣根を越えた連携や重層的な支援体制が求められるため、関係部署や機関が横断的につながる体制作りに努める必要があります。基本的には子どもや家族と一番近い関係にある機関が見守りやアセスメントを行った上で、多職種による支援が必要な場合には要保護児童対策地域協議会が中心になり調整を行い、必要に応じてケース会議等を開催して支援方針を決定します。なお、ヤングケアラーだけではなく、ケアラーも混在している場合には、ケアラー支援担当部局との連携も必要になります。

4 市の責務

第4条 市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等、関係機関及び学校と連携を図らなければならない。

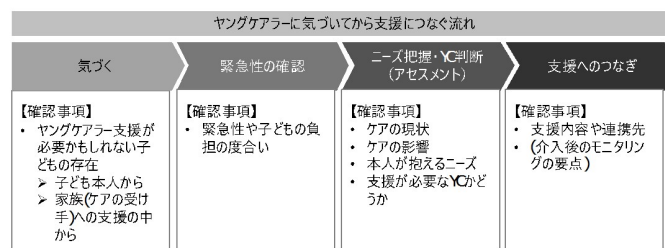
3 市は、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、ヤングケアラーに関する情報を集約し、関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて支援を行わなければならない。

【解説】

1 市は、本条例の制定主体として、ヤングケアラー等の支援に関する施策について、北海道ケアラー支援条例及び北海道ケアラー支援推進計画を踏まえつつ、本市における地域資源等の実情に応じて総合的に策定し、実施する責務があることを規定しています。

2 多職種による支援の重要性に鑑み、市は関係機関及び学校の職員と相互に連携及び協力しつつ、ヤングケアラー等の支援を推進する責務があることを規定しています。

3 市は、ヤングケアラーの情報を集約、調査するほか、関係機関等を通じてヤングケアラーの実態を把握することにより、早めに気付き、適切なアセスメントを行った上で、必要に応じて適切に支援を行う責務があることを規定しています。



(出典：ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究報告書)

5 保護者の役割

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、児童の最善の利益を考慮し、当該ヤングケアラーの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、市、関係機関及び学校に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

【解説】

1 保護者は、様々な困難を抱えた状態であることが想定されるため、その役割については、過度な役割を課すことがないよう配慮しています。保護者は、子どもがお手伝いの範囲を超えた責任や負担を負うことがないよう理解を深める必要があります。

保護者は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に従い子どもの最善の利益を優先し、子どもに過度なケア負担をかけることにより学び、遊び、休息・余暇などの権利に影響が及ばないように養育するよう努める役割があります。

2 子どもが身体的・精神的負担が大きい家事等を恒常的に担うことにより、教育の機会の確保、遊び、休息・余暇などの子どもの権利に悪影響を及ぼす場合があります。保護者は、子どもに悪影響を及ぼさないよう市、関係機関及び学校を通じて家庭の抱える困難に応じた助言や情報提供を受け、必要な公的サービスや親族等の支援を求めることができます。

6 市民等の役割

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーの置かれている状況及びヤングケアラー等の支援の必要性について理解と関心を深めるよう努めるとともに、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりに努めるものとする。

2 市民等は、ヤングケアラー等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

1、2

- ・通学できていない、又はヤングケアラーがいる家庭と福祉サービス事業者等とのつながりがないなど、家族以外との接触のないヤングケアラーは、特に表面化しづらいと考えられます。そのため、民生委員・児童委員、地域に暮らす市民やボランティア、子ども食堂、学習支援等の地域や民間の目で気付き、把握することも重要です。

- ・市民等は、ヤングケアラーについて学ぶ機会を積極的に活用し、理解と関心を深め、ヤングケアラーに配慮した地域づくりに努めるとともに、市の施策に協力するよう努める役割があります。

- ・市は、市民等に対する効果的な周知啓発の実施や出前講座の開催等によりヤングケアラーについて学ぶ機会を確保することで、市民等が積極的に役割を果たせる環境づくりに努めます。

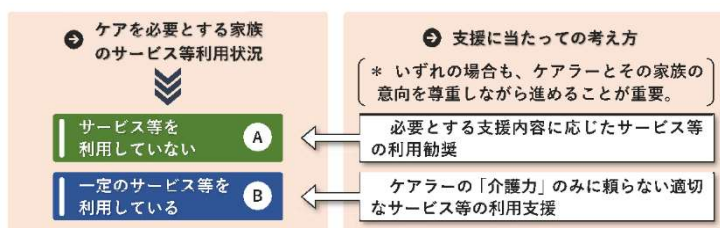
7 関係機関の役割

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、ヤングケアラーと同居する家族に対して福祉サービス等を提供する場合において、家族への世話その他の援助に係るヤングケアラーの負担等に十分配慮するよう努めるものとする。
- 4 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

- 1 ヤングケアラーは、医療、介護、福祉等の機関における医療ソーシャルワーカーや介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職とすでに関わりがある場合も考えられます。関係機関は、被介護者等だけではなく、その家族等にも目を向け、ヤングケアラーと思われる情報を把握した場合には、市に情報提供するなど市の施策に協力するよう努める役割があります。
- 2 福祉サービスを提供する事業者は、被介護者等の居宅を訪問するなどし、すでに信頼関係ができてきている専門職であることから、家庭の状況をよく把握している場合が多いと考えられます。ヤングケアラー及びその家族にとって、日頃から接している人のほうが話しやすい場合が多いことから、本人や家族からの聞き取りは、気付き・把握した機関が行うことが望ましいと考えられます。
- 3 中高生であっても福祉部門の専門職等から「介護力」とみなされ、サービスの利用調整が行われるケースがあると指摘されています。家族介護において、子どもを「介護力」とみなすことなく、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアを行う場合には、その家族へのアセスメントを行った上で適切な福祉サービス等の運用に留意することとされています。
(参考：「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(令和3年5月17日)より。(以下、「プロジェクトチーム報告」という。))
- 4 関係機関には、ヤングケアラーとその家族の双方について一体的な支援を行うことが求められます。関係機関は、家族介護が行われていることをもって一律にサービス調整の対象外とすることなく、支援が必要なヤングケアラーに対し、家族等に対する世話や援助の状況に応じた各種制度に関する情報の提供及び適切な関係機関への取次ぎのほか、継続的なサービスの提供及び状況の把握、必要に応じた支援を行うよう努める役割があります。



(出典：北海道ケアラー支援推進計画)

8 学校の役割

第8条 学校は、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーが学校生活等に影響する可能性があることを常に認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校は、前条第4項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

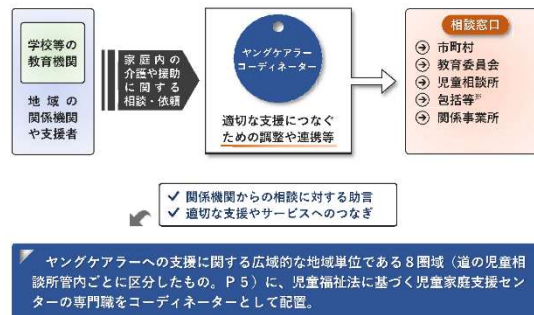
【解説】

1 学校は、日々の授業や生活指導等を通じて児童生徒と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい関係機関の一つです。教職員が日ごろからの子どもの観察などの機会において、ヤングケアラーの特性を踏まえて接することで子どもの状況に気づき、関係機関で情報共有することで早めの把握につながることを期待できます。

一方で、家族の問題への介入は個々の教職員だけでは限界があることから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談体制の充実も有効です。

(参考：「プロジェクトチーム報告」、北海道ケアラー支援有識者会議議事録)

2 児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校において、教職員等が家庭内のケアに関する悩みや負担に気付いたときには福祉部門との連携が重要です。北海道では、適切な支援やサービスへのつなぎを担う「ヤングケアラーコーディネーター」を配置しているため、必要に応じて活用することも有効です。



※ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関等

(出典：北海道ケアラー支援推進計画)

9 ヤングケアラーの支援

第9条 市は、全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) ヤングケアラーにいち早く気付き、必要な支援につなげるための指針の策定に関する事。
- (2) 早めの気付き、相談及び支援に係る体制の整備並びにその周知に関する事。
- (3) ヤングケアラー等の支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関する事。
- (4) 交流の場の提供その他ヤングケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等の支援のために必要な事項に関する事。

【解説】

子どもの権利・利益が守られ子どもらしい暮らしを確保するためには、ヤングケアラーとその家族の支援は多職種が連携するとともに、地域も含めて一体的に見守りや支援をすることが重要です。

- (1) ヤングケアラーの支援に関するガイドラインを策定し、関係機関及び学校の共通理解を図ることで、ヤングケアラーの視点に立った見守りや、世帯の状況に応じた適切な方法・内容により支援が行われるよう取り組みます。
- (2) 国が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査研究（令和4年3月）」によると、国民のヤングケアラーの認知度は、「よく知らない・聞いたことがない」人が約7割おり、北海道が実施した実態調査（令和5年3月北海道ケアラー支援推進計画掲載）によると、ヤングケアラーを、「聞いたことがない」子どもが7割以上いることが分かっています。さらに、「相談をしたことがない」ヤングケアラーが約8割いるという結果も出ています。
そのため、ヤングケアラーに早めに気付き、相談に応じ、必要に応じて適切に支援を行うことができる体制を整備するとともに、子どもを含む市民に対する幅広い周知に努めます。
- (3) 支援に関わる職種を対象として、ヤングケアラーに気付くための着眼点、対応上の配慮事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修の実施及び情報提供を行うことで、理解促進を図ります。
- (4) 「相談をしたことがない」ヤングケアラーが多い背景として、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高いことがうかがえます。また、北海道の実態調査では、相談したことがない理由として、「誰かに相談するほどでもない」が7割以上を占める一方で「自由に過ごせる時間・場所」を望む声も一定数認められることから、似たような境遇にある者同士が交流し、悩みを相談できる場を提供する団体等の支援等により、ヤングケアラーの孤立解消につながる活動の促進を図ります。

（参考：令和5年版厚生労働白書、「プロジェクトチーム報告」、北海道ケアラー支援推進計画、北海道ケアラー支援有識者会議議事録）

10 広報及び啓発

第10条 市は、ヤングケアラーが置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等の支援に関する知識が深まり、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されるよう、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

2 市は、ヤングケアラーにその自覚がない等の事情により、ヤングケアラーの存在が表面化しづらい傾向にあることに鑑み、ヤングケアラーに気付くことができるよう、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて広報活動その他の普及啓発を行うものとする。

【解説】

1 ヤングケアラーは、家族のケア等がデリケートな問題であるため他人に相談しなかったり、自分がヤングケアラーという自覚がなかったりして支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、適切な支援につなげるためにも早めの気付き・把握が重要です。ケアをしている者が子どもであることを踏まえた支援を充実させるために、ヤングケアラー本人が必要な支援を求めるための適切な情報提供に努めます。また、社会的認知度を向上させるため、広報とまこまい、ホームページ及びSNS等のほか、リーフレット等の媒体の活用により理解促進を図ります。（参考：北海道ケアラー支援推進計画）

2 大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげるために、広報及び啓発を幅広く実施することで、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上を図ります。また、その他の普及啓発として、出前講座等も積極的に実施します。

(共通)

家族のケアやお手伝いをするには本来素晴らしい価値がある一方で、過度な負担により学業などに支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題となります。

周知啓発にあたっては、「ヤングケアラー＝悪いこと」や、家族介護が単に望ましくなく一律に解消されるべき問題であるといった印象を与えないよう留意する必要があります。

【良い面】子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内の役割としてこれまでも行われてきたことであり、子どもの成熟度にあったケア、お手伝いは「思いやりや責任感を生む」などの良い面があります。

【悪い面】ケアが日常的であったり、長時間に及んでいたりするなどして年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、心身の健やかな発達や学業などに悪影響を及ぼすことがあります。

(参考：「プロジェクトチーム報告」、北海道ケアラー支援推進計画、ヤングケアラーの実態に関する調査研究、ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック)

11 人材の確保等

第11条 市は、ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校の職員の資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

【解説】

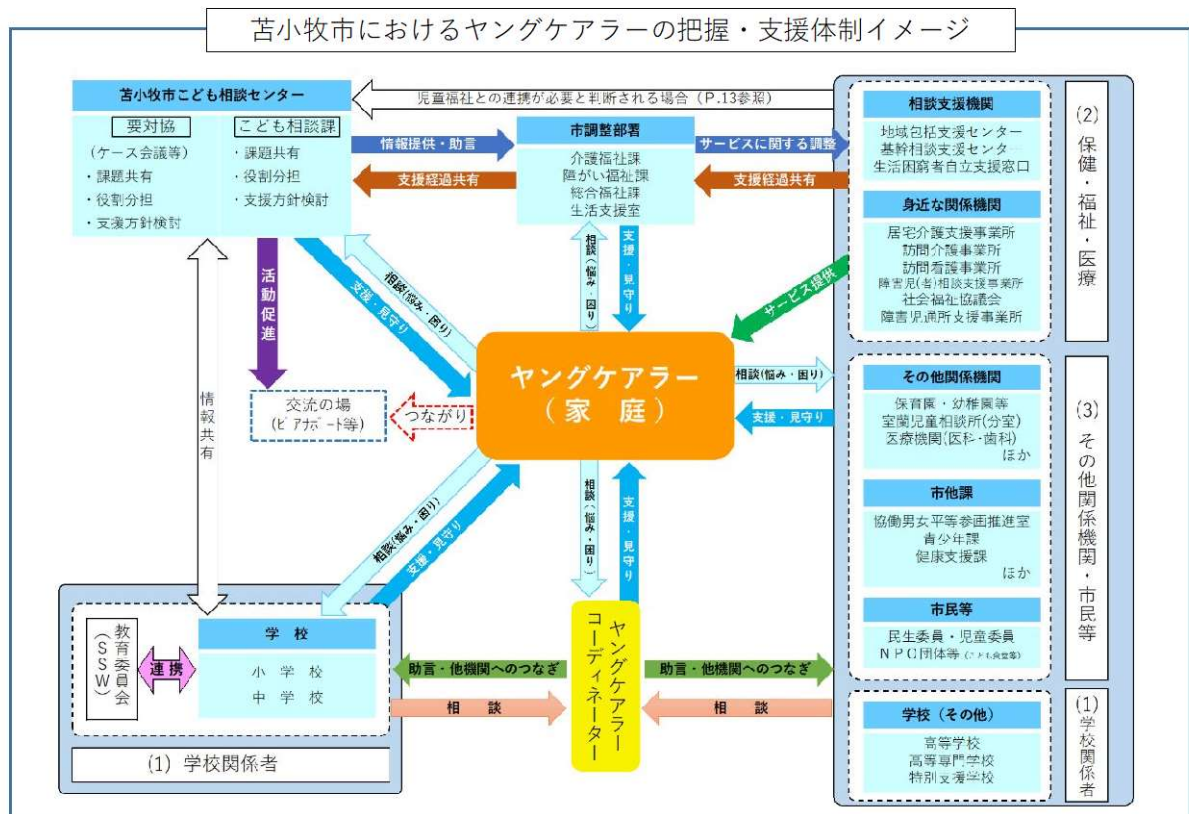
ヤングケアラー支援の視点や要支援ケースを把握するポイント、相談・支援における留意事項等を地域に広く浸透させるために、子どもに関わる機関で構成する要保護児童対策地域協議会の実務者会議等において、ヤングケアラーに気付くための着眼点や対応上の配慮事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修等を積極的に実施することで人材の育成に努めます。

12 実態の把握

第12条 市は、ヤングケアラー等に対する有効な支援につなげるため、ヤングケアラーにいち早く気付き、関係機関と連携して実態の把握に努めるものとする。

【解説】

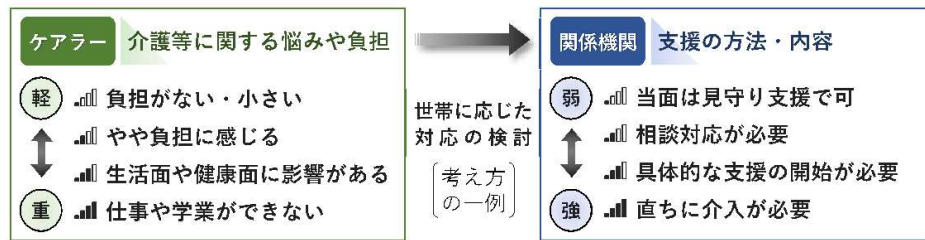
・ヤングケアラーが表面化しにくい構造でありながら、福祉、介護、医療、学校等の関係機関における研修等は十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分であることが指摘されています。本市においては、要保護児童対策地域協議会が中心となりヤングケアラーの実態把握を行うとともに、情報の集約を行います。



(苫小牧市作成)

・必要に応じてヤングケアラーの個々の状況を把握するとともに、ヤングケアラー及びその家族の意向なども考慮した上でアセスメントを実施し、必要な支援や見守りを行っていきます。
 なお、ヤングケアラー本人が支援を必要としないと表明している場合でも、子どもの権利が守られているかという視点を考慮して総合的に判断する必要があります。
 (参考：「プロジェクトチーム報告」)

- ・家族介護に関する課題の多様化と同様に、個々のヤングケアラーが抱える介護や援助の負担感も様々であり、早期の介入が必要な世帯のみならず、当面は見守り支援を中心とすることが妥当と判断される世帯もあります。ヤングケアラーへの支援は、こうした個別性を踏まえた上で、世帯状況に応じた適切な方法、内容により行うことが求められます。



(出典：北海道ケアラー支援推進計画)

- ・ヤングケアラーが抱える悩みや負担は、その年齢や家族環境、ケアを必要とする家族の状態などによって様々であり、課題が複合化しやすい特徴があります。支援にあたっては、複数の機関・部署が横断的に関わっていくことが必要となり、状況に応じた個別の対応や多様な支援の組み合わせが求められることから、関係機関等による連携が非常に重要となります。なお、厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の「連携支援十か条」が参考になります。(参考：「プロジェクトチーム報告、北海道ケアラー支援推進計画」)
- ・公的支援、サービスを利用していない家族を介護等している、学校に通うことができていないといった要因を抱えるヤングケアラーは、支援ニーズが特に潜在化しやすい傾向があります。こうした場合には、民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者の目で気付き、把握することも重要です。(参考：北海道ケアラー支援推進計画)

連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするとはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

13 体制の整備

第13条 市は、ヤングケアラー等、市民等、関係機関及び学校からのヤングケアラーに関する相談に応じ、必要な支援につなげるための連携体制を整備するよう努めるものとする。

【解説】

- ・北海道が実施した実態調査によると、「誰にも相談したことがない」との回答が8割近くを占めました。家庭内のデリケートな問題は「他人に知られたくない」といった性質上、相談窓口につながりにくいという傾向があることに加え、相談窓口や負担を軽減できるサービスが知られていない場合があることなどが考えられます。
- ・こうした課題を踏まえ、周囲がヤングケアラーにいち早く気付くことができる体制や、自発的な相談がしやすい環境づくりが必要であり、個々の世帯状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが求められます。
- ・本市においては、子どもと直に接する「学校」、子ども及び家族と接する機会がある「サービス事業者」、「地域」等との『双方向』の連携が重要です。個々のケースに応じてケース会議や情報共有を行うなど、適切な支援に繋がる体制を構築します。
(参考：北海道ケアラー支援推進計画)

(第12条)苫小牧市におけるヤングケアラーの把握・支援体制イメージ参照

14 財政上の措置

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

【解説】

ヤングケアラーの支援に関する基本的施策を実施するために必要な財源の確保、予算措置等に努めることを規定しています。

15 委任

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。例えば、第4条に定める市の責務に関する施策の総合的な策定、第9条に定めるヤングケアラーの支援に関する各種施策の実施に関する事項などが挙げられます。